令和８年11月　日

事業主各位

熊本労働局労働基準部健康安全課長

令和８年度第14次防自主点検の実施について

この度の令和８年熊本地震により被災された事業者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

また、日頃より、労働安全衛生行政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も熊本労働局第14次労働災害防止推進計画（期間：令和５年度から令和９年度まで）に係るアウトプット指標（重点事項に係る取組の進捗確認のための指標）の達成状況を把握させていただくため、WEBによる自主点検を実施させていただくこととしました。

事業場の皆様におかれましては、復旧・復興に向けた取り組みが続く中、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、可能な限りご協力くださいますようお願い申し上げます。

ご回答は、下記**２次元コード又は熊本労働局ホームページ**よりWEB回答フォームにアクセスしていただき**令和８年12月４日（金）までに**お願い申し上げます。

なお、ご回答の際には、本ハガキ表面に記載している**整理番号、業種コード**が必要となりますので、ご確認ください。

熊本労働局HP＞各種法令・制度・手続き＞安全衛生関係＞第14次労働災害防止推進計画＞熊本労働局第14次防自主点検

別添

熊本中央局
料金後納
郵便

郵便番号

所在地

事業場名　御中

【整 理 番 号】

【業種コード】

連絡先：熊本労働局労働基準部健康安全課
〒860－8514　熊本市西区春日２－10－１
熊本地方合同庁舎Ａ棟９階（TEL096-355-3186）

熊本労働局第14次労働災害防止推進計画（概要）

（期間：2023年度から2027年度の5か年計画）

【計画の目標】

労働局、災害防止団体、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

なお、第13次労働災害防止推進計画までとの変更点としては、計画の目標について、目標値のみを定めて取組んでいましたが、第14次労働災害防止推進計画では、「アウトプット指標」と「アウトカム指標」を定めて取組むものとなっており、具体的には以下のとおり。

１．アウトプット指標

本推進計画においては、労働者の協力の下、事業者において実施すべき次の事項をアウトプット指標として定め、労働局は、その達成を目指し、当該指標を用いて本推進計画の進捗状況の把握を行う。

（１）労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。

・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

（２）高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和２年３月16日付け基安発0316第１号。略称「エイジフレンドリーガイドライン」）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

（３）多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

（４）業種別の労働災害防止対策の推進

・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年３月25日付け基発0325第１号。略称「荷役作業における安全ガイドライン」）に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。

・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

・「はさまれ・巻き込まれ」及び「激突され」災害防止に関するリスクアセスメントに取り組む土木工事業の事業場の割合を85%以上とする。

・「切れ・こすれ災害」及び「転倒災害」防止対策に取り組む建築工事業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。
・「切れ・こすれ災害」及び「転倒災害」防止対策に取り組む食料品製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。
・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207号第3号。略称「伐木等作業の安全ガイドライン」）に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
・作業開始前の朝礼において、チェックリストに基づいて作業者の資格の確認を行う林業の事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

（5）労働者の健康確保対策の推進

・年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする。
・50人以上の事業場におけるストレスチェックの集団分析実施の割合を2027年までに90%以上とする。
・労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
・労働安全衛生法（以下「法」という。）第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート（以下「ＳＤＳ」という。）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・ＳＤＳの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
・法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

2．アウトカム指標

事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、本推進計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

なお、アウトカム指標に掲げる数値は、本推進計画策定時において一定の仮定、推定又は期待の下、試算により算出した目安であり、計画期間中は、従来のように単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定及び期待が正しいかも含めアウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムにつながっているかどうかを検証する。

（１） 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
・転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 40 日以下とする。
・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。

（２） 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

・増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
・50 歳代以上の労働者の新型コロナウイルス感染症を除く災害発生件数を 2022 年と比較して 2027 年までにその増加に歯止めをかける。

（３） 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

・外国人労働者の死傷年千人率を 2027 年までに労働者全体の平均以下とする。

（４） 業種別の労働災害防止対策の推進

・陸上貨物運送事業における死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに５％以上減少させる。
・建設業における死亡者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 15％以上減少させる。
・建設業における死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5％以上減少させる。
・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに５％以上減少させる。
・食料品製造業の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5％以上減少させる。
・林業の死亡者数を 13 次防期間中の５年間と比較して 14 次防期間中に 15％以上減少させる。

（５） 労働者の健康確保対策の推進

・週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 2025 年までに５％以下とする。
・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を 2027 年までに 50％未満とする。
・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を 13 次防期間中の５年間と比較して、14 次防期間中に５％以上減少させる。
・第 14 次防期間中の５年間に熱中症による死亡者を発生させないこと及び不休災害を含む死傷災害の増加率※を 13 次防期間と比較して減少させる。

【計画の評価と見直し】

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行い、必要に応じて計画を見直す。

※なお、計画の実施状況の確認のため、計画期間中に毎年、同じ内容のアンケートを実施させていただくことがありますので、その都度ご回答いただきますようお願いいたします。

【計画の重点事項】

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ、以下の項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進する。

1．自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
2．労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
3．高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
4．多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
5．個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
6．業種別の労働災害防止対策の推進
7．労働者の健康確保対策の推進（化学物質対策を含む。）